

様式第3号(第12条関係)

兵庫県立障害者スポーツ交流館使用料免除申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住 所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

Ⓔ

電話 () - 番

利用許可の 年月日及び番号	年 月 日 第 号	
利用の日時	年 月 日 時 から (日 時間) 年 月 日 時 まで	
利用する施設 の 名 称	本館体育室	<input type="checkbox"/> 全面利用 <input type="checkbox"/> 半面利用
	分館体育室	<input type="checkbox"/> 全面利用 <input type="checkbox"/> 半面利用
免除を受けよう とする理由		

注 については、該当するものに「✓」を記入してください。

様式第4号（第13条関係）

兵庫県立障害者スポーツ交流館使用料還付請求書

年 月 日

兵庫県知事 様

住 所 （法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名 （法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

Ⓔ

電話（ ） - 番

利用許可の 年月日及び番号	年 月 日 第 号	
利用の日時	年 月 日 時 から （ 日 時間） 年 月 日 時 まで	
利用する施設 の 名 称	本館体育室	<input type="checkbox"/> 全面利用 <input type="checkbox"/> 半面利用
	分館体育室	<input type="checkbox"/> 全面利用 <input type="checkbox"/> 半面利用
返還を受けよう とする理由		

注 □については、該当するものに「✓」を記入してください。

兵庫県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第50号

兵庫県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立総合リハビリテーションセンター管理規則（昭和44年兵庫県規則第70号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

兵庫県立リハビリテーションセンター管理規則

目次中「第6条」を「第7条の8」に、
「第3章 削除」を「第3章 救護施設（第3条・第9条）」
「第4章 救護施設（第8条・第9条）」を「第4章 研修施設（第10条-第12条）」
「第5章 研修施設（第10条-第12条）」を「第5章 雑則（第13条-第16条）」
「第6章 雑則（第13条-第16条）」を「第5章 雑則（第13条-第16条）」

第8条・第9条)

第10条-第12条) に改める。

条-第17条) 」

第1条中「兵庫県立総合リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例」を「兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例」に改め、「第8条」の右に「及び公の施設の指定管理者の指定等に関する条例（平成16年兵庫県条例第2号）第4条」を加え、「兵庫県立総合リハビリテーション」を「兵庫県立リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）」に改める。

第2条の表中「第3条」を「第3条第1項」に改め、同表に次のように加える。

5 条例第3条第2項の表リハビリテーションセンターの項業務の欄1の業務を行う施設	リハビリテーション西播磨病院	100床
6 条例第3条第2項の表リハビリテーションセンターの項業務の欄3及び4の業務を行う施設	体育施設	

第5条第1項中「リハビリテーション中央病院」の右に「及びリハビリテーション西播磨病院」を加え、同条第2項第2号中「休日」の右に「（以下「休日」という。）」を加える。

第6条を次のように改める。

（病院の診療科目）

第6条 病院の診療科目は、次のとおりとする。

名称	診療科目
リハビリテーション中央病院	内科 神経内科 循環器科 リウマチ科 整形外科 泌尿器科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 歯科
リハビリテーション西播磨病院	内科 神経内科 循環器科 リウマチ科 整形外科 泌尿器科 眼科 リハビリテーション科 歯科

「第3章 削除」を削る。

第7条を次のように改める。

（体育施設の開館時間及び休館日）

第7条 体育施設の開館時間は、午前9時から午後9時までの間において、知事が定める時間とする。ただし、